二、合資会社ヒサヤ大黒堂に対する件

昭和五〇年（排）第二九号

排除命令

大阪市東区北浜三丁目三九番地
合資会社ヒサヤ大黒堂
右代表者　無限責任社員　永田日照

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　合資会社ヒサヤ大黒堂は、一般消費者を対象に、昭和五〇年二月二六日以降「ヒサヤ大黒堂くじ」と称して行った懸賞による景品類の提供及び「ジャンボ抽せん」と称して行った懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、前項記載の景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品

類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行つた公示について、すみやかに、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　合資会社ヒサヤ大黒堂（以下「ヒサヤ大黒堂」という。）は、肩書地に本店を置き、医薬品の製造販売業を営む事業者であって、東京都内に三、札幌市内、大阪市内及び福岡市内に各一合計六の小売店舗を有している。

二　ヒサヤ大黒堂は、一般消費者を対象として、「ヒサヤ大黒堂くじ」と称し、別表一のとおり、昭和五〇年二月二六日から同年八月二五日まで、毎月一か月間を一回の抽せん付販売期間とし、各回の期間中に同社の販売する商品である不思議膏又は金鵄丸の購入者に対し、一回の購入額が五、〇〇〇円以上二万円未満の者に右抽せん券一枚を、二万円以上三万円未満の者には同二枚を、三万円以上の者には一万円を増すごとに同一枚を交付し、抽せんにより、別表二記載の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて右商品の販売を行つた。

しかして、同社は、同年八月二六日（第七回分）以降については、景品類の最高額を一万円以下に改めて実施している。

三　ヒサヤ大黒堂は、前記記載の「ヒサヤ大黒堂くじ」の交付者を対象として、「ジャンボ抽せん」と称する抽せんを行うこととし、その第一回として、「ヒサヤ大黒堂くじ」の第一回から第三回までの分を対象とし、第二回は、同第四回から第九回（予定）までの分を対象とし、それぞれ抽せんを行い、「ヒサヤ大黒堂くじ」による当選とは関係なく、特等として香港旅行（二泊三日経費約九万八〇〇〇円）を一名に、ジャンボ賞として世界の逸品（三五〇円相当の物品）を一、〇〇〇名に提供することを企画し、第一回ジャンボ抽せんは、昭和五〇年五月二九日に行い、当選者にそれぞれの景品類を提供した。

四　しかるに、前記二及び三に記載の懸賞に係る最低の取引価格は、金鵄丸の五、〇〇〇円であるから、懸賞により提供することができる景品類は一万円である。したがつて、前記二に記載の「ヒサヤ大黒堂くじ」による景品類中一万円をこえる景品類、前記三に記載の「ジャンボ抽せん」の特等及び「ヒサヤ大黒堂くじ」による景品類の合計額が一万円をこえることとなる景品類は、いずれも、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ヒサヤ大黒堂の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものである。

よつて、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月二一日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久

委員　青山春樹

別表一

回数	期間	抽せん日
第一回	昭和五〇年二月二六日から同年三月二五日まで	同年三月三一日
第二回	同　年三月二六日から同年四月二五日まで	同年四月三〇日
第三回	同　年四月二六日から同年五月二五日まで	同年五月二九日
第四回	同　年五月二六日から同年六月二五日まで	同年六月三〇日
第五回	同　年六月二六日から同年七月二五日まで	同年七月三一日
第六回	同　年七月二六日から同年八月二五日まで	同年八月三一日

別表二

回	等別	本数	景品類	価額
第一回から第三回まで各回につき	特賞	一本	二泊三日の国内旅行二人一組	一〇万円までのもの
	一等	五本	腕時計、ハンドバッグ、ゴルフセット、漆器、家具、食卓用品等のうち一品	三万三〇〇〇円～六万円
	二等	一〇本	婦人用腕時計、ライター、かばん、漆器、家具、台所用品等のうち一品	一万五〇〇〇円～三万円
	三等	三〇本	ポケットカメラ、香水、コーヒーセット、家具、化粧用具、陶器等のうち一品	六五〇〇円～一万五〇〇〇円
	四等	五〇本	スプーンセット、石けん、札入れ、食卓用品、家庭用品等のうち一品	二七〇〇円～四〇〇〇円
第四回から第六回まで各回につき	特賞	一本	二泊三日の国内旅行二人一組	一〇万円までのもの
	一等	二本	テレビ、ステレオ、呉服、腕時計、指輪、家庭用品等のうち一品	四万円～七万円
	二等	五本	洋酒、ラジオ、袋物、ふとん、小型カメラ、自転車、家庭用品等のうち一品	二万五〇〇〇円～三万六八〇〇円
	三等	一五本	洋酒、グラスセット、婦人服、置時計、家庭用品等のうち一品	八〇〇〇円～一万五〇〇〇円
	四等	二五本	ホーロー鍋、テーブルクロス、食料品等のうち一品	二五〇〇円～四〇〇〇円